

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 52 年 4 月まで

昭和 50 年 4 月に保育園に就職した時、園長から国民年金及び国民健康保険に加入するように言われたので、そのことを父に話したところ、既に加わっていると聞いた憶えがある。昭和 52 年 5 月に結婚するまでは父が、結婚後は私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月については、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入に係る記録が 52 年 6 月 30 日に、「昭和 52 年 5 月 任意加入」から、同人の 20 歳にさかのぼった「昭和 49 年 10 月 強制加入」へと訂正され、同名簿の備考欄に同年 4 月分の国民年金保険料に係る納付書が交付されたことを示す「52.6.30 令書 4 月より交付」との記載があり、当該期間の保険料を納付することが可能であった上、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間については、保険料はすべて納付済みとなっており、当該期間の国民年金保険料のみ未納とするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親も既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 6 月の時点では、当該期間の一部（昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで）は、時効に

より納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までは、私学共済組合の共済年金に加入していることが確認でき、国民年金に加入していなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月2日まで

申立期間当時、A事業所（現在は、C事業所）D支店から同事業所B支店に転勤となったが、継続して同事業所に勤務していた。

同一企業内の転勤のため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和43年分給与所得の源泉徴収票（写）及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所（当時）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A事業所（当時）B支店に係る社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料が無く、不明としているが、昭和40年代には申立人以外にも転勤に伴う資格喪失日と資格取得日が一致していない被保険者が複数存在することから、事業主が厚生年金保険被保険者の資格取得日を異動の発令日である43年9月21日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月2日と記録するとは考え難く、申立人については、事業主が厚生年金保険被保険者の資格取得日を同年10月2日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 425 (事案 41 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 42 年 2 月まで
平成 20 年 2 月に、同年 2 月 18 日付け総評相第 43 号において国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない旨の通知を受け取ったが、その後、隣に住んでいた義理の姉から、「自宅で国民年金保険料を納付した際に、集金人が申立人の家にも集金に行くと言っていた。」と聞いたので、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立人自身は国民年金の加入手続や納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が居住していた市では、納付組織により国民年金保険料を収納されていたことが確認でき、市役所支所で母親が毎月納付していたとの申立人の主張には不合理な点が見受けられるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を示す事情として、新たに義姉の証言が得られたとしているが、昭和 44 年 5 月に結婚したこの義姉が申立人の住所の隣に居住していた時期は、申立期間より後の 44 年 3 月から 45 年 12 月までであり、当時、申立人は国民年金に加入していない、あるいは、厚生年金保険に加入していることから、義姉の証言は、申立人の申立期間に係る保険料の納付をうかがわせるものとは言えず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年8月まで
昭和60年3月の結婚と同時にそれまで住んでいた市から現在住んでいる市に引っ越し、それからは市から送付された納付書により、夫婦の国民年金保険料を、毎月、銀行で納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和60年3月26日付けで厚生年金保険から国民年金への切替えと、61年10月1日付けで国民年金から厚生年金保険への切替手続を、63年10月に同時に行っていることが確認でき、この時点以前においては、申立期間は国民年金の被保険者となっていない期間であり、国民年金保険料の納付書が発行されることもなく、国民年金保険料を納付することができなかつた期間と考えられる。

さらに、申立人は、国民年金への切替手続を行った昭和63年10月に、61年9月分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができなかつた期間と考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年7月まで
私が20歳になった時から、母が、集金人に、毎月、私と母の国民年金保険料を一緒に納付してくれたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和46年3月から47年3月まで）の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人が取り扱うことはできなかったものと考えられ、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から21年4月1日まで
A事業所に昭和20年4月6日から21年4月30日まで書記として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、21年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。申立期間においても書記としてA事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立人が同事業所を退職した後に勤務した官公署から提出された申立人に関する人事記録により確認できる。

しかしながら、A事業所は昭和23年8月に全喪している上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている申立人を除くすべての被保険者28人のうち27人は既に死亡、又は連絡先が不明であり、残る1人から聴取しても、申立人に関する証言を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、A事業所の元職員は、「昭和21年4月から23年7月までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しているほか、昭和20年4月に申立人と一緒に同事業所に採用され、21年4月に退職したとして申立人が名前を挙げている同僚（故人）は、同事業所に勤務してから2か月後の20年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同事業所が採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月28日から同年11月5日まで
A事業所（現在は、B事業所）に昭和33年10月31日に就職し、38年12月21日まで退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）によれば、申立人は、A事業所において、昭和33年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、34年6月28日に同資格を喪失し、さらに同年11月5日に同資格を再取得した後、38年12月20日に同資格を喪失していることが確認でき、この名簿の記録は、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人の当時の上司は、「申立人は採用当初は臨時工で、臨時工は仕事が少ない時には郷里に帰ってもらうことがあったが、申立人もいったん郷里に帰り、その後また採用され正社員となった。」と証言している上、申立人と同郷であり、同じ昭和33年10月31日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人の同僚も、「工場での仕事が少なくなった時、当時の専務から、従業員の何人かは、いったん郷里に帰るように言われた。郷里に帰った人の方が工場に残った人より多かった。」と証言しており、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。